

## 下級裁判所裁判官指名諮問委員会東京地域委員会（第2回）第1分科会議事要旨

（東京地域委員会庶務）

### 1 日時

平成15年9月16日（火）午後1時から午後2時40分まで

### 2 場所

東京高等裁判所第1中会議室

### 3 出席者

（分科会長）永井紀昭

（委員）上田廣一，上原敏夫，塩谷國昭，長谷川真理子

（庶務）安原東京高裁総務課長，川端東京高裁総務課課長補佐，

（説明者）山名東京高裁事務局長

### 4 議題

(1) 第1回東京地域委員会の議事要旨について

(2) 判事補から判事への任命・判事の再任について

(3) 弁護士からの任官について

(4) 次回の予定等について

### 5 配布資料

（審議資料）

(1) 第1回東京地域委員会議事要旨案

(2) 平成15年9月11日付け総務局第一課長通知文書「裁判官指名候補者名簿の送付等について」

(3) 再任希望者に関する報告書

(4) 平成15年9月16日付け総務局第一課長送付文書「裁判官への任官希望者の担当事件リストについて」

（配布資料）

(1) 裁判官指名候補者名簿（東京地域委員会関係分）

(2) 裁判官指名候補者に関する情報受付の周知について（案1）

(3) 裁判官への任官希望者の担当事件リストの送付について（案2）

### 6 議事

(1) 第1回東京地域委員会の議事要旨について

第1回東京地域委員会議事要旨案について特に質問，意見等はなかった。

第2分科会の意見も踏まえて委員長が議事要旨を確定し，要旨をホームページ

ジに掲載することです承された。

(2) 判事補から判事への任命・判事の再任について

- ・ 庶務（安原東京高裁総務課長）から，第4回指名諮問委員会の概要，裁判官指名候補者，東京地域委員会の関係で重点審議者とされた候補者，及び，指名諮問委員会から東京地域委員会に対する指示の内容等について報告がなされたほか，配布資料(1)及び(2)についての説明がなされた。

指名候補者名簿について

協議の結果，指名諮問委員会の協議結果のとおり，東京地域委員会（第1分科会）関係の指名候補者名簿搭載の候補者について，東京高・地・家裁に対応する検察庁及び弁護士会に対し，（案1）の書式により周知依頼をすることが異議なく了承された。

重点審議者の情報収集の在り方について

重点審議者の情報収集の在り方について，協議の結果，（案1）の書式により周知依頼をすることです承され，個別の重点審議者について，指名諮問委員会の指示のうち東京高・地・家裁に対応する検察庁及び弁護士会に周知依頼する部分のみ当分科会で担当することとされた。

なお，この場合にも，弁護士任官候補者同様，特段の情報を提供するのには検察官及び弁護士個人であり，組織としての検察庁及び弁護士会がとりまとめをしないことが確認された。

(3) 弁護士からの任官について

弁護士任官候補者に関する情報の収集状況について

庶務（安原東京高裁総務課長）から，弁護士任官候補者に関する情報の収集状況について，現在のところ情報の提供がない旨の報告があった。

弁護士任官候補者の担当事件リストについて

第1回東京地域委員会で確定した周知依頼先のほか，指名諮問委員会の協議結果のとおり，候補者（第1分科会関係）の所属弁護士会に対応しない裁判所に係属する事件について事件の係属裁判所（但し，東京地域委員会所管以外のものを除く。）に対しても，（案2）の書式により担当事件リストを送付して周知依頼をすることが異議なく了承された。

- ・ なお，(2)及び(3)のいずれの情報の受付についても，受付期限を平成15年10月20日までとし，その間に受け付けた情報に関して早急に検討を要する事項があるときは，分科会長が，必要に応じて他の委員の意見を参考にしながら，追加調査の必要の有無等や分科会の追加招集等を検討して確定することとされた。

(4) 次回の予定等について

次回は、第1回地域委員会及び今回の当分科会で確定した情報収集方法により収集した判事再任（判事任命）候補者及び弁護士任官候補者の情報のうち、東京高・地・家裁，東京高・地検及び東京三弁護士会所属の裁判官，検察官及び弁護士からの情報のとりまとめを行うこととなった。

次回の第1分科会は、平成15年10月31日（金）午後3時から開催し、開催場所については追って庶務から連絡することとされた。

## 下級裁判所裁判官指名諮問委員会東京地域委員会（第2回）第2分科会議事要旨

（東京地域委員会庶務）

### 1 日時

平成15年9月16日（火）午後3時から午後4時40分まで

### 2 場所

東京高等裁判所第2中会議室

### 3 出席者

（分科会長）加藤哲夫

（委員）阿部文洋，池田忠正，江川 功，清家 篤

（庶務）安原東京高裁総務課長，川端東京高裁総務課課長補佐，

（説明者）山名東京高裁事務局長

### 4 議題

(1) 第1回東京地域委員会の議事要旨について

(2) 判事補から判事への任命・判事の再任について

(3) 弁護士からの任官について

(4) 次回の予定等について

### 5 配布資料

（審議資料）

(1) 第1回東京地域委員会議事要旨案

(2) 平成15年9月11日付け総務局第一課長通知文書「裁判官指名候補者名簿の送付等について」

(3) 再任希望者に関する報告書

(4) 平成15年9月16日付け総務局第一課長送付文書「裁判官への任官希望者の担当事件リストについて」

（配布資料）

(1) 裁判官指名候補者名簿（東京地域委員会関係分）

(2) 裁判官指名候補者に関する情報受付の周知について（案1）

(3) 裁判官への任官希望者の担当事件リストの送付について（案2）

### 6 議事

(1) 第1回東京地域委員会の議事要旨について

- ・ 庶務（安原東京高裁総務課長）から，第1分科会における協議の状況の報告がされた。

第1回東京地域委員会議事要旨案については、「記載程度が適切である。」との意見があったほか、特に質問、意見等はなかった。

協議の結果、委員長が第1回議事要旨を確定することで了承された。

(2) 判事補から判事への任命・判事の再任について

- ・ 庶務（安原東京高裁総務課長）から、第4回指名諮問委員会の概要、裁判官指名候補者、東京地域委員会の関係で重点審議者とされた候補者、及び、指名諮問委員会から東京地域委員会に対する指示の内容等について報告がなされたほか、配布資料(1)及び(2)についての説明がなされた。

指名候補者名簿について

協議の結果、指名諮問委員会の協議結果のとおり、東京地域委員会（第2分科会）関係の指名候補者名簿搭載の候補者について、東京以外の地・家裁に対応する検察庁及び弁護士会に対し、（案1）の書式により周知依頼をすることが異議なく了承された。

重点審議者等の情報収集の在り方について

異動後間もないため、前任庁に対応する検察庁及び弁護士会に周知依頼を行う候補者について、「異動後間もないという理由で前任庁へも周知を依頼する範囲はどこまでか。」「本年4月以降の異動者を全てその対象とした方がよいのではないか。中央の委員会で検討していただけないか。」との意見が出された。

協議の結果、指名諮問委員会の協議結果のとおり、指名諮問委員会からの指示の内容に基づいて、東京地域委員会（第2分科会）関係の重点審議者及び特別の事由により東京地域委員会に情報収集を依頼された他地域委員会関係の候補者について、（案1）の書式により周知依頼をすることで了承され、各重点審議者を順次検討し、指名諮問委員会の指示のうち東京以外の地・家裁に対応する検察庁及び弁護士会に周知依頼する部分を当分科会で担当することとした。併せて、上記の「異動後間もないという理由で前任庁へも周知を依頼する範囲」に関する意見については、指名諮問委員会に伝えることとされた。

なお、この場合にも、弁護士任官候補者同様、特段の情報を提供するのには検察官及び弁護士個人であり、組織としての検察庁及び弁護士会がとりまとめをしないことが確認された。

(3) 弁護士からの任官について

弁護士任官候補者に関する情報の収集状況について

庶務（安原東京高裁総務課長）から、弁護士任官候補者に関する情報の収

集状況について、現在のところ情報の提供がない旨の報告があった。

なお、現時点で弁護士会が所属の弁護士に対し弁護士任官候補者の情報の受付の周知を行っていないことについて、弁護士委員から「今回の弁護士任官候補者の募集は指名諮問委員会で情報収集方法が確定される以前に行われ、候補者が氏名の公表を了解していないという経緯がある。任官不適格とされた場合にその後の弁護士活動に支障が生じる可能性もあり、候補者の中には弁護士会から周知を行うのであれば任官希望を取り下げられるかもしれないとの意向の者もいると聞いている。したがって、弁護士会としては、候補者の氏名の公表は不意打ちとなるので、今回については所属の弁護士に対する周知を行っていないとのことである。」との事情説明があった。

弁護士任官候補者の担当事件リストについて

第1回東京地域委員会で確定した周知依頼先のほか、指名諮問委員会の協議結果のとおり、候補者（第2分科会関係）の所属弁護士会に対応しない裁判所に係属する事件について事件の係属裁判所（但し、東京地域委員会所管以外のものを除く。）に対しても、（案2）の書式により担当事件リストを送付して周知依頼をすることが異議なく了承された。

- ・ なお、(2)及び(3)のいずれの情報の受付についても、受付期限を平成15年10月20日までとし、その間に受け付けた情報に関して早急に検討を要する事項があるときは、分科会長が、必要に応じて他の委員の意見を参考にしながら、追加調査の必要の有無等や分科会の追加招集等を検討して確定することとされた。

(4) 次回の予定等について

今回は、第1回地域委員会及び今回の当分科会で確定した情報収集方法により収集した判事再任（判事任命）候補者及び弁護士任官候補者の情報のうち、東京以外の地・家裁、東京以外の地検及び東京三弁護士会以外の弁護士会所属の裁判官、検察官及び弁護士からの情報のとりまとめを行うこととなった。

次回の第2分科会は、平成15年10月31日（金）午前10時から、第2中会議室で開催することとされた。

(案1)

平成15年9月 日

東京地方検察庁検事正	殿	}	各あて
東京弁護士会会長	殿		
第一東京弁護士会会長	殿		
第二東京弁護士会会長	殿		

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

東京地域委員会委員長 永井紀昭

裁判官指名候補者に関する情報の受付の周知について

(依頼)

貴庁(貴会)に対応する裁判所所属の平成16年4月から9月の間の再任(判事任命)を希望する者(以下「指名候補者」という。)は、別添「裁判官指名候補者名簿」のとおりです。

については、貴庁(貴会)所属の検察官(弁護士)に対し、指名候補者を裁判官として指名することの適否に関して情報を有する場合には、下記の方法により当委員会が受け付ける旨を周知していただきますようお願いいたします。

記

1 情報の受付期間

平成15年10月20日(月)まで(ただし、この期間後であっても、特段の情報がある場合には受け付ける。)

2 情報の受付方法

指名候補者の指名の適否に関する情報(具体的な事実)並びに情報提供者の氏

名及び所属を記載した書面を，各個人から直接，当委員会の庶務を担当する東京高等裁判所事務局総務課長に対し郵送（親展表示，「地域委員会関係」と朱書きする。）又は持参する方法による。



( 案 2 )

平成 1 5 年 9 月 日

東京高等裁判所長官	殿	各別に宛先記載
東京地方裁判所長	殿	
東京家庭裁判所長	殿	
東京高等検察庁検事長	殿	
東京地方検察庁検事正	殿	
東京弁護士会会長	殿	
第一東京弁護士会会長	殿	
第二東京弁護士会会長	殿	

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

東京地域委員会委員長 永 井 紀 昭

裁判官への任官希望者の担当事件リストの送付について

( 依頼 )

8月5日付け当職の依頼文書により、裁判官への任官希望者に関する情報の受付の周知をお願いしているところですが、この度、下級裁判所裁判官指名諮問委員会から、標記のリストが送付されました。

つきましては、情報を提供する際の参考として同リストをお送りしますので、よろしくお取り計らいください。

【担当事件リスト 添付省略】